

委員会の役割及び運営

当尾地域の観光資源を活用した地域力活性化検討委員会
平成26年9月22日－第1回委員会

1 委員会の設置目的

【設置】条例第1条

木津川市加茂町当尾地域において、ウォーキング等を活用した観光振興を図り、地域住民と一体となった地域力の活性化を促進する取組を推進するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、当尾地域の観光資源を活用した地域力活性化検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。



2 委員会の概要①

【委員会の所掌事項(役割)】

- ① 地域力の活性化事業に関する調査及び審議
- ② ①の結果を市長に提言すること

【委員会の組織】

委員13人以内で構成します。
(現在は、12人です。)

(敬称略・順不同)

《第1号委員》
地域住民の代表者

《第2号委員》
公募により選出された者

《第3号委員》
識見を有する者

《第4号委員》
その他市長が必要と認める者

※任期:平成28年3月31日

種別	氏名	構成団体
第1号委員	前田 義之	当尾地域
	吉田 修史	当尾地域
	植村 海宥	当尾地域
第2号委員	山本 憲市	公募委員
	倉山 美幸	公募委員
第3号委員	多田 実	同志社大学政策学部
第4号委員	井上 成美	日本ウォーキング協会
	石井 好二郎	同志社大学スポーツ健康科学部
	西村 正子	ふるさと案内・かも
	浦辻 長次	当尾を守る会
	福岡 正司	木津川市観光協会
	沢尾 俊和	京都府

2 委員会の概要②

【会長・副会長の選出】

会長(1人)及び副会長(1人)を、委員の互選により選出します。

【委員会の会議】

- ①委員の半数以上の出席で成立します。
- ②議事は出席委員の多数決で決し、同数の場合は議長(会長)が決定します。
- ③委員会は、公開とします。
(会長が非公開とする必要があると認めるときを除く)
- ④開催予定は事前に公開し、傍聴者を受け入れます。
- ⑤会議資料と会議結果は事後公開します。
※発言者を特定せず、議事の要旨を記載します。

3 委員会の運営

【運営内規】

運営内規に基づいて運営します。

- ①委員が事前に指名する者の代理出席を認めます。
（委員同様、議事に参加できません。）
- ②会議結果の確認方法（会長及び会長が指名する出席委員の2人が署名）を定めています。
- ③会議の公開の方法などを定めています。
- ④傍聴者の遵守事項を定めています。